東近江市住まいる事業補助金　対象事業判別チャート（令和7年度）

（共通の要件）① 市内の新築・建売・中古住宅（空家含む）を取得すること。
② 補助金交付申請時点において、市町村税を完納していること。
③ 申請者は住宅の所有権を２分の１以上有すること。
④ 令和７年度内の住宅取得であること。
※住宅取得：建物の所有権保存登記が完了することをいう。
⑤ 市内に本社等を有する法人又は市内に住民登録を有する個人事業者が、工事の全部又は一部を施工すること。（建売住宅の購入及び中古住宅購入の場合は除く。）

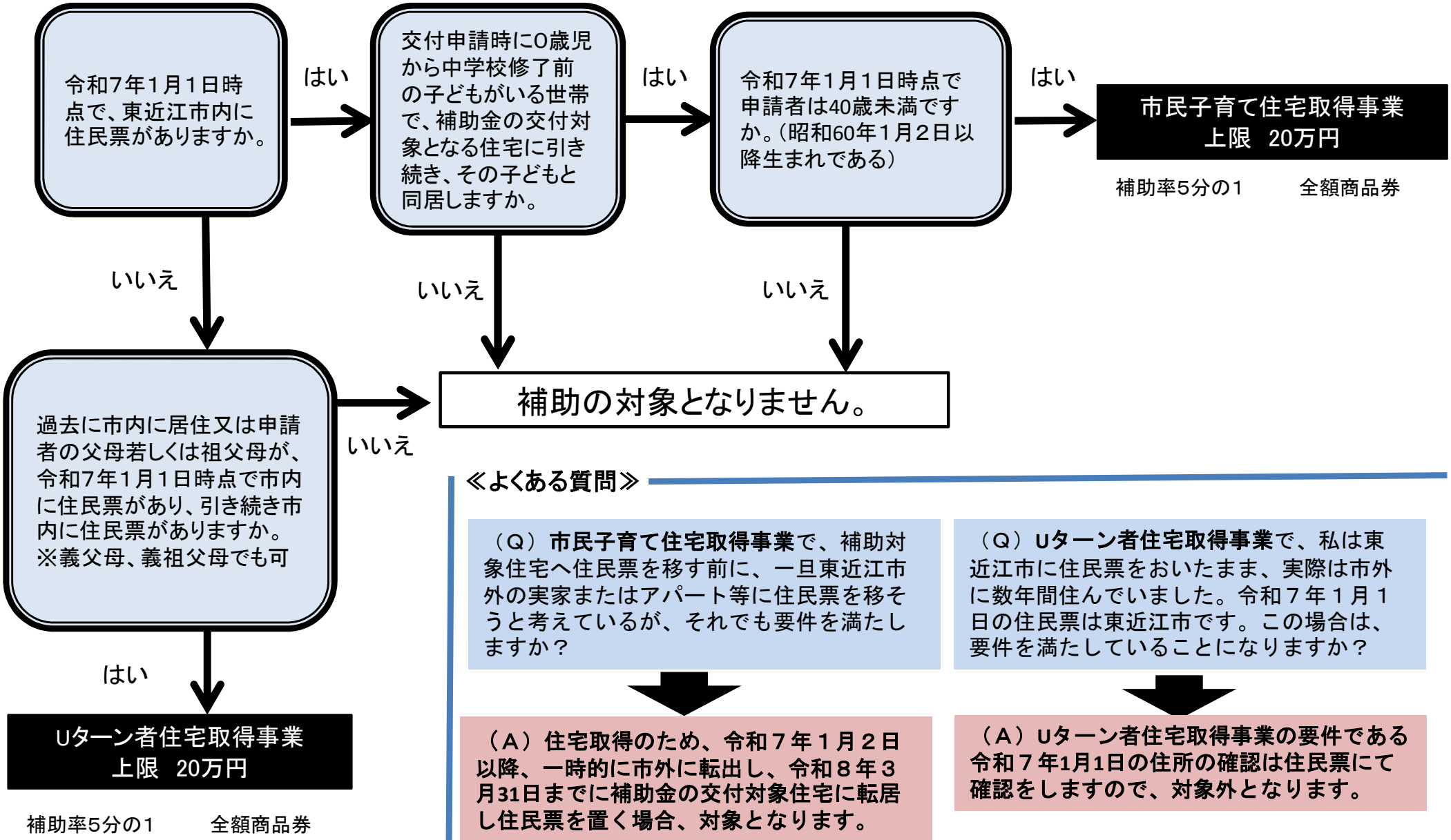

≪よくある質問≫

（Q）**市民子育て住宅取得事業**で、補助対象住宅へ住民票を移す前に、一旦東近江市外の実家またはアパート等に住民票を移そうと考えているが、それでも要件を満たしますか？

（A）住宅取得のため、令和７年１月２日以降、一時的に市外に転出し、令和８年３月31日までに補助金の交付対象住宅に転居し住民票を置く場合、対象となります。

（Q）**Uターン者住宅取得事業**で、私は東近江市に住民票をおいたまま、実際は市外に数年間住んでいました。令和７年１月１日の住民票は東近江市です。この場合は、要件を満たしていることになりますか？

（A）Uターン者住宅取得事業の要件である令和７年1月1日の住所の確認は住民票にて確認をしますので、対象外となります。